

平成13年分から農業所得の 申告方法が変わります

＝農業所得を標準で申告されてきた農家の方々へのお知らせ＝

農業所得の申告についても、実際の収入金額から必要経費を差し引いて所得計算する収支計算が原則です。このため、次のスケジュールで収入金額の多い方から段階的に収支計算に移行していくことになります。

スケジュールにより収支計算に移行するまでの申告の目安として「経費目安割合」をお示しすることとなりました。

平成13年分（平成14年2月16日～同年3月15日申告分）から、実際の収入金額に一定の経費割合を乗じて所得を計算する「経費目安割合方式」による申告に移行することになりました。

○ スケジュール

申告年分 (暦年) 前年の収入金額	平成13年分申告 (14年2月)	平成14年分申告 (15年2月)	平成15年分申告 (16年2月)	平成16年分申告 (17年2月)	平成17年分申告 (18年2月)
400万円以上の方					収支決算 による申告
400万円未満 300万円以上の方					
300万円未満 200万円以上の方			経費目安割合方式 による申告		
200万円未満の方					

○ 農業所得の計算方式

収支計算による所得計算	収入金額 - 経費金額
経費目安割合による所得計算	収入金額 × (1 - 経費目安割合)

■ 収入金額の計算 ■

農業所得の収入金額は、次の4項目の金額及び前年の④の金額を加味して計算します。

- ①販売金額…農産物の種類ごとに年間の販売金額。
- ②家事消費等金額…家事用（贈答用・飯米）及び事業用に消費した数量に、収穫時の価格を乗じた額。
- ③雑収入…受取共済金・各種補助金・作業受託収入などについて、それぞれ計算した合計額。
- ④農作物の棚卸高…収穫した農作物で、その年の12月31日現在で残っている農作物の数量に、収穫時の価格を乗じて計算した額。

*②及び④については、販売がない場合には税務署で示している家事消費等の基準金額を使用して計算しても差し支えありません。

*収入金額に関する記帳や関係書類などは大切に保管してください。

※ 農家の皆さんへ「収入金のお尋ね」を12月中旬に送付します。

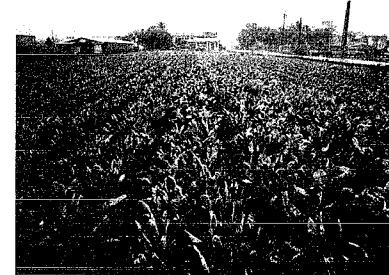
農業委員会海外視察
　　● 海外研修特集
　　● 台湾の農業事情
　　● 会長 登石新市

この度、農業委員一行は台湾の稻作農家を訪ねて参りました。視察地は高雄市近郊の農家で案内された所は野菜が広く栽培されています。台湾の稻作農業についてふれさせていただきます。これが可能であり、一作は毎年1月初旬から4月末に田植えが始まり、毎年8月中旬以降に収穫が終ります。米の種類は3つに分けられ、梗稻（ジャボニカライス）と硬稻（インディアライス）中粒種（それに軟稲稻（インディアライス）リ長粒種）があります。ジャボニカライスの値段は21元ですから1kg当たり日本円で約80円、他の2種類も20元を付けております。1月16日の朝8時半頃高雄市内のホテルをマイクロバスで出発しおよそ50分の距離で林園郷鳳林路に到着しました。見た通り稻は全て収穫終了しておりました。10月下旬頃から次々と刈り取られ、その後野

菜畑になります。その中で案内人の劉さんは台湾ではまだ利益のできる事業は養豚だけであると言っています。畑にはチンゲン菜、春菊などの野菜が栽培されていて、北風向きでしたら作物の成長が早くあります。2～3週間で収穫ができるとその持ち主の農家の方が言つてくれました。畑の道端で自分で取つて来た野菜を栽培しています。劉さんは今は台湾のネギが一番いい値段で出荷され、1kg当たり200元（約80円近く）で売っていると聞きました。劉さんは今は台湾の色々な野菜を栽培しています。案内してくれました。刘さんは今は台湾の、それが一番いい値段で出荷され、1kg当たり200元（約80円近く）で売っていると聞いており最近雨が多くなります。大雨がよく出来ないとの事でした。雨よけ網をかけていない畑にキャベツも栽培してあります。最近雨が多くなります。野菜をほとんど自分で市場に出して商売しています。その方が良い値段で売れるのだそうです。今、台湾の農用地はどの位の値段で売買するのかと質問したら劉さんは今は景気が悪く300坪（10アール）当たり約400万元（日本円で1,500万円）位で売れたとの事でした。一番高かった時には1,000万元でも売れていたので今では、お



▲ 現地の新築住宅



▲ カリフラワー畑

● 新潟県卷財務事務所では、トラクター・コンバイン等の農業用機械に使用する軽油の免税証の交付申請を、次により受け付けますので忘れないでください。
● 合算して元本1千万円までとその利息は、あくまで最低保障ですので、受け取れるのは1千万円だけではありません。
● また、当座預金・普通預金等は、平成15年3月まで全額保護されています。
● 詳細は金融機関の窓口等にお問い合わせ下さい。

預金の保護範囲が変わります。

金融庁

- 農業用軽油引取税免証の交付申請について
- 同申請を行う場合 平成14年3月1日(金)から平成14年3月15日(金)まで
- 個人で申請を行う場合 平成14年1月25日(金)まで
- 農協等の販売店を通じて共 同申請を行う場合 平成14年3月1日(金)から平成14年3月15日(金)まで

中ノ口川さわやか文化展

とき 3月3日(土)・4日(日)
ところ 白根市白根学習館

白根市、味方村、月潟村、中之口村のみなさんの力作が展示されます。

0256-72-0905
事務所課税課へお問い合わせ下さい。